

昨年十津川追討の陣將と命せられ下市口の戦に於て、此類
 るき功を顯し、其が爲め二十貫の加増を得たりき、此等の
 勳功必竟敵陣の會計竹林庸庵が變心よる處あるに、其庸
 庵なる者去年の冬、密に當地より來り、只管左京を頼て、當地に
 一の酒樓を營み、京師より二三の歌妓を呼下して、遊客に興
 を添ける間、其業頗る繁榮あり、彼れ素より數千の資金ある
 上、營業繁榮あれば、二千兩前後の金銀の常に蓄へ居るべ
 し、足下若し彼が家に趣きて庸庵を殺し、彼が不義の財を奪
 ひ取りて、吾黨義舉の資金となさば、一の彼姦賊を誅して下
 市變心の怨を報すべく、二つには下市の軍營に備へし、軍資
 を吾黨再び義舉に支用するを得べきあり、是れ兩全の謀に
 旗一郎之を聞て憤然として拳を握りて、曰く庸庵果して此
 の如くんば、吾れ是より彼家を趣き、姦賊が首を刎んと呼り、

早や躍出んとするを、太郎之を制て曰く足下決して輕率事
 を謬つこと勿れ、某少く分別ありとて、旗一郎が耳に口を寄
 せ斯様くと密語ければ、旗一郎漸くよして坐に復けり、借
 て次の日夜に入りて、旗一郎の太郎と共に庵原左京が家に
 至り左京が從僕雨宮三郎とて、太郎との師弟の約束をまし、
 専ら太郎の教授を蒙りし者ありしを招き出し、密に謀を示
 しけるよ、三郎異議あらず承し、三人打連れて市街の方へ到
 るどころに、一人の旅僧只管道を急ぎて來り、路傍人に問て
 曰く庵原左京殿の邸宅は何地なりや、其人曰く向ふに白壁
 の塀ある邸宅こそ、左京殿よ、旅僧一禮して此方へ來るを、
 旗一郎不圖見れば是別人あらき、井澤仁庵あり、則ち聲を掛
 て仁庵老兄にあらずや、仁庵大に喜び、互に先づ無事を祝し、
 兎に角酒を酌ひべき間、共より來り玉へとて、四人等しく對



敵樓に至りぬ、此樓は湖水に臨み、遙に比叡山に對するが故
 又斯く名けしものにて、樓主の則ち五條の亡命竹林庸庵な
 り、雨宮三郎先づ入て樓主を招きて、曰く四人の賓客の江戸
 より來り候方々なるが、最も主公の御知己なれば、今夜當樓
 に於て、饗應を尽さんと欲そ、汝が能く心を要て、山川の珍味
 を供へ參らすべし、又た吾れ時機を計りて命す可ければ、妖
 妓をも二三名出して、興を添へ申さべし、庸庵畏り候とて樓
 婢に命じて奔走せしむ、旗一郎仁庵等は樓主の面を見せし
 とて笠を頂きたる儘樓に登りける、三郎また曰く樓上には
 最も内密の用談もある可ければ、汝等漫りて樓に登る可ら
 ず、樓主すべて畏りいと答へて、益々酒肴を精理し、早や樓上
 の第一席へ陳列し、一人の樓婢をして杯盤の間を周旋せし
 む、旗一郎曰く用事あれば手を拍べきと、汝は退くべしとて

樓婢を退け、偕ても仁庵老兄は何ぞれバ斯く速に來り候ぞや、仁庵左右を揮る体なれば、頼一郎の急も太郎と三郎を紹介して更て曰ける、何事も介達なく語玉へ仁庵曰く足下發足せし後も、僅かに二日程を隔て、西田稻門許を訪ひ候に、家内最も混雜して、婦人の泣聲など聞へ候間、下僕に承り候に、今朝稻門の品川へ於て監察府へ捕られしと申されし、りバ、某大に驚き急ぎ馳歸て主税に告げ、一定大事露現せしと覺へたり、兎角の分別も今は其途なうらん先づ他に走りて一時の難を避けよとて直に橋本、三浦の兩氏にも密告せし、橋本三浦は即座に意を決して、上州地方を志して走り、主税は先づ常陸に趣き野口の館に投ずべしとて、獨り之に趣き候間、某の足下は此事を告んため夜を日と變じ又只今若し候あり、旗一郎大に驚き且つ仁庵が厚意を喜び

昨日太郎と物語の事、及び庸庵か當樓の主人たることを告げ、今夜の謀をも告げれば、仁庵も亦頗る庸庵を惡みけるにぞ、喜ぶ事限りなし、四人是より杯を顔は巡らし、迎に反して、只嗜酒を勤むる折柄、歌妓花香、松江の二人先分の粧ひを飾りて、坐につき、先づ絃を弾じ、鼓を鼓して、興を添ければ、酒いよいよ進みけり、旗一郎曰く、千草先生、若し某等と共に常陸に至り玉ふとならば、土田先生の必ず喜び玉ふあらん、彼人頗る兵法に通じ、才機絶倫の英雄なれども、亦た能く衆を愛し、言を容るるの長者なり、太郎曰く、土田兵庫どのもと耕平と稱し、藤本鐵石翁に従ひし人にあらずや、仁庵曰く、然りいふにして、知り玉ふや、太郎曰く、先年京師に於て面會せしとありぬ、寔は當世の人物なり、三郎曰く、其人の名は當藩にて知らざる者一人もこれなく、昨年の九月五條の戦は當藩

の陣將、内藤内膳八百人を以て、兵庫より向ひしに、兵庫僅の兵にて内藤殿を打破り、剩へ内藤殿をバ馬より下り打落して、其馬を奪取られしが、翌月五條没落の節は、其馬を奈良の騎士に托して内藤殿も返附玉ひき、内藤殿も其高義を感じて常に兵庫を慕ひ居りしを故に當番にて、兵庫の名を知らぬ人はあらざりぬ、此物語を聞きて歌妓花香の忽ち聲を發して泣ければ、四人の客大に怪み、且つ憤りて汝ち漫り泣きて酒興を妨ぐる何事ぞと、呼はりければ、花香涙を拂ひ容を更めて、曰く妾いりんど故ら泣きて貴客の典を妨げ申さんや、貴客の物語し玉ふ事につき、不圖往時を回想て、落涙いたしゆのみ高免を蒙らば幸ひにいと云ければ、仁庵つくくと花香が面を打まもり、汝の桑田村の三郎次郎娘のあらざる乎、花香大に驚きて曰く妾の實に桑

田村三郎次が養女にてはべるあり、旗一郎これを聞て仁庵と顔を見合せ、聲を揃て曰く御身の土田兵庫殿の妻となりて、京師岩倉村に居玉ふ事、兵庫殿の常に物語られし處なるも、如何にして此地より來り斯る業を營み玉ふぞや、某等皆兵庫殿の盟友なれば決して遠慮なく語り玉へ、花香涙ながらに語り、曰く妾兵庫殿に分れて、岩倉に居りしに其頃大和と騒亂起れりと聞き、頻り良人の身上のみ案じられて、日夜寐食も心の儘あらねば、寧ろ大和に至らば、良人の安否をも知るべき乎とて、心強くも獨り大和と趣きはべりし、伏見烏羽木津の邊には、終て新關ありて、旅人の通行を許されず、其時伊勢の人、御扱の五平と言へる悪漢の爲に欺れ、五條まで送りて遣ひさんとして、道を換て東海道へ誘ひ泊宿毎に不義の懸幕及びれいひし、かども、妾の遂に従はず、自殺せ

んと云ければ、彼大に怖て、其より此地より伴ひ、當樓の歌妓より身を賣られて見玉ふ如き賤き妓女となり侍りぬ、是も亦自ら招きし災害なれば、誰を怨み誰をか咎め申をべき、只た自ら吾身の墓なきを悔て、幾度り自棄せんとし思ひいへども、良人の生死も知れざるに、早まりあば、猶更に後悔あらんと、惜からぬ命ながら、今日迄存生し、然るに只今貴客連の類り又、良夫の身上を語り玉ふを聞き、耐へ兼て憶はず聲を發し、いひきと首つゝ又も泣にける、仁庵を初め何れも愁を催ふ、是中に、旗一郎曰く當家の主人は、桑田村の醫者庸庵と云へる者あるを知り玉ひしや、花香曰庸庵殿の吾養父三郎治を苦惱なるのみならず妾が一身をも過ちける仇家なるよ、何とて之を知らざるべきや、然ども主人とありし上の如何ともあすと能ひざるあり、旗一郎大に其心事を憫察三人の

同志と共に密にささやく事半時ばかり忽ち勃然として曰く、竊賊庸庵今の一刻も許し置可うらずとて、二階より飛で下りけるが其勢ひ天神の荒れたる如くなれば、庸庵これを見て早や腰を拔し、面色土の如くありて、一言も發すると能はざりぬ、旗一郎一刀を打落しければ、三人の同志は納戸を探索て金子五百兩餘りありしを奪ひ取り、吾々忠義のため奸賊を誅し、勤王の血祭すと言つゝ花香を誘ひ夜に乗出て走りける是より四人江州日野に集會して前程の事を議する兼ての手筈あれば、筑波地方に赴き田中源藏に面會す可し、尙ほ土田先生も逢ふべき事の手配合期をせしめて、遂に東國を志して下りける是より關東の事情も移る其緯最も重大なるを以て、更に編を更へ題を命じて續編を發せんと欲す、看官之を諒せよ

本傳の明治十九年の夏起稿し三週間よして脱き草案の
際なるを以て今日より之を見れば行文意に漏すと雖も
今日再び筆を加ふるの閑暇なきを以て舊稿の儘書肆の
需ふ應ず

静記

錦之御旗大尾

明治十九年八月十二日版權免許
同年十一月一日版權讓受御届 (定價金五拾錢)
同 廿年三月 出版

東京府士族

編輯人 高瀬 恭助

本郷區西門町十二番地住

東京府平民

出版人 覺張榮三郎

日本橋區本石町貳丁目十六番地

聖朝人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人

禮部人



